

交付規程 新旧対照表 I

平成 26 年 9 月 8 日
公益財団法人地球環境センター

現行	改正
<p>第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）交付要綱（環地温発第 1404117 号）（以下「要綱」という。）及び二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業実施要領（環地温発第 1404118 号）（以下「実施要領」という。）によるほか、この規定の定めるところによる。</p>	<p>第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（以下「施行令」という。）及びその他の法令 <u>（削除）</u> 並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）交付要綱（環地温発第 1404117 号）（以下「要綱」という。）及び二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業実施要領（環地温発第 1404118 号）（以下「実施要領」という。）によるほか、この規定の定めるところによる。</p>
<p>第 3 条 センターは、<u>第 2 条</u>の目的を達成するため、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）に関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国において、優れた技術やノウハウ等を活用したエネルギー起源二酸化炭素の排出削減のため設備・機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。</p>	<p>第 3 条 センターは、<u>前条</u>の目的を達成するため、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）に関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる途上国において、優れた技術やノウハウ等を活用したエネルギー起源二酸化炭素の排出削減のため <u>に国際コンソーシアム（第 2 項の日本法人と外国法人により構成され、事業を効率的に実施する組織）の構成員が使用する</u>設備・機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 申請は、国際コンソーシアム（前項の日本法人と外国法人により構成され、事業を効率的に実施する組織）の構成員が共同で行うものとし、そのうち、コンソーシアムに参画する日本法人の1者を代表事業者、それ以外の構成員を共同事業者という。代表事業者である日本法人の責により設備の購入・設置、試運転までを行うこと。</p> <p>4 (略)</p>	<p>について、環境大臣からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 申請は、国際コンソーシアム <u>(削除)</u> の構成員が共同で行うものとし、そのうち、コンソーシアムに参画する日本法人の1者を <u>交付の対象者とする。また、この場合において、当該日本法人を</u>代表事業者、それ以外の構成員を共同事業者という。代表事業者である日本法人の責により設備の購入・設置、試運転までを行うこと。 <u>なお、当該設備を共同事業者が譲り受け、自ら使用を開始する場合には、様式第1により、あらかじめセンターに報告すること。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第4条</p> <p>この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条</p> <p>この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額 <u>を交付額</u> とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第5条</p> <p>第3条第1項の補助事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（次条において「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書にセンターが定める書類を添付して、センターが別に定める時期までに提出しなければならない。</p>	<p>第5条</p> <p>第3条第1項の補助事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（次条において「申請者」という。）は、様式第2による補助金交付申請書にセンターが定める書類を添付して、センターが別に定める時期までに提出しなければならない。</p>
<p>第6条</p> <p>センターは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書に</p>	<p>第6条</p> <p>センターは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書に</p>

<p>係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第 2 による補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターは、<u>実施要領第 2 の (3) の</u>ただし書により交付申請がなされたものについては、<u>実施要領第 2 の (3) に</u>規程する補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。</p> <p>4 センターは、第 1 項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。</p>	<p>係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第 3 による補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 センターは、<u>第 4 条第 2 項</u>ただし書により交付申請がなされたものについては、<u>(削除)</u> 補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。</p> <p>4 センターは、第 1 項の通知に際して<u>要綱第 8 条第 13 号に定める条件の他</u>、必要な条件を付すことができるものとする。</p>
<p>第 7 条</p> <p>補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容の<u>変更に伴い</u> 交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 3 による補助金変更交付申請書をセンターに提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 7 条</p> <p>補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を<u>変更して</u> 交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 4 による補助金変更交付申請書をセンターに提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 8 条</p> <p>センターは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 補助事業の内容を変更しようとする</p>	<p>第 8 条</p> <p>センターは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 補助事業の内容を変更しようとする</p>

ときは、あらかじめ様式第 4 による補助金計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。なお、センターは、当該承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

ア 実施要領別表第2第3欄に掲げる補助対象経費の区分ごとに配分された額を、15%以内で流用増減する場合

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 5 による中止（廃止）承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 6 による遅延報告書をセンターに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の1月31日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りではない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに様式第 7 による遂行状況報告書をセンターに提出しなければならない。

七 (略)

八 (略)

九 補助事業完了後に、消費税及び地方消

ときは、あらかじめ様式第 5 による補助金計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。なお、センターは、当該承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

ア 実施要領別表第2第3欄に掲げる補助対象経費の区分ごとに配分された額を、15%以内で流用増減する場合

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第 6 による中止（廃止）承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第 7 による遅延報告書をセンターに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の1月31日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りではない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに様式第 8 による遂行状況報告書をセンターに提出しなければならない。

七 (略)

八 (略)

九 補助事業完了後に、消費税及び地方消

<p>費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第<u>8</u>による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかにセンターに報告しなければならない。なお、センターは、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとし、当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。</p> <p>十（略）</p>	<p>費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第<u>9</u>による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかにセンターに報告しなければならない。なお、センターは、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとし、当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。</p> <p>十（略）</p>
<p>（年度末実績報告）</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業（第8条第5号の遅延報告書をセンターへ提出した事業を除く。）の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに様式第<u>9</u>による報告書を協会へ提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（年度<u>終了</u>実績報告）</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業（第8条第5号の遅延報告書をセンターへ提出した事業を除く。）の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに様式第<u>10</u>による報告書を協会へ提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p>
<p>第11条 補助事業者は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに様式第<u>10</u>による実績報告書をセンターに提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>第11条 補助事業者は、補助事業を完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに様式第<u>11</u>による実績報告書をセンターに提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>
<p>第12条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事</p>	<p>第12条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事</p>

<p>業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 3 号に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 <u>11</u> による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第 3 号に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 <u>12</u> による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第 14 条</p> <p>補助事業者は、補助事業により取得し、又は公用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 <u>12</u> による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該取得財産等に二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金事業である旨明示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第 14 条</p> <p>補助事業者は、補助事業により取得し、又は公用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 <u>13</u> による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該取得財産等に二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金事業である旨明示しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第 15 条</p> <p>取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。</p> <p>2 <u>前項</u>の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。</p> <p>3 補助事業者は、前項により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ<u>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業）</u>により取得した財産の処分承認</p>	<p>第 15 条</p> <p>取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械器具、備品及びその他の財産とする。</p> <p>2 <u>取得財産等</u>の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。</p> <p>3 補助事業者は、前項の<u>規定</u>により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ<u>様式第 14</u>による承認申請書をセンターに提出し、<u>その承認</u>を受けることなしに、処分してはならない。ただし、<u>災害若しくは火災</u></p>

<p>基準について（平成 26 年 4 月 15 日 GEC 第 30 号。以下「財産処分承認基準」という。）</p> <p>に定める別紙様式第 1 による申請書をセンターに提出し、<u>センターの承認</u>を受けることなしに、処分してはならない。ただし、<u>財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るもの</u>であって、<u>財産処分承認基準に定める別紙様式</u>をセンターに報告し、受理されたものについては、<u>センターの承認</u>があったものとして取り扱うものとする。</p> <p>4 前条第 3 項の規定は、<u>前項の承認</u>をする場合において準用する。</p> <p>5 前項の納付については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。</p>	<p><u>により使用できなくなった取得財産等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある取得財産等の廃棄</u>であって、<u>あらかじめ様式第 15 により</u>センターに報告し、受理されたものについては、<u>その承認</u>があったものとして取り扱うものとする。</p> <p><u>4 センターは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付すことができるものとする。</u></p> <p>5 前条第 3 項の規定は、<u>第 3 項</u>の承認をする場合において準用する。</p> <p>6 前項の納付については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。</p>
<p>第 16 条</p> <p>センターは、第 12 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払をうけようとするときは、様式第 <u>13</u> による補助金概算（精算）払請求書をセンターに提出しなければならない。</p>	<p>第 16 条</p> <p>センターは、第 12 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払をうけようとするときは、様式第 <u>16</u> による補助金概算（精算）払請求書をセンターに提出しなければならない。</p>
<p>第 18 条</p> <p>補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及び平成 32 年度までの期間について、様式第 <u>14</u> による事業報告書を年度毎に作成し、当該年度の翌年度内に環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>第 18 条</p> <p>補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及び平成 32 年度までの期間について、様式第 <u>17</u> による事業報告書を年度毎に作成し、当該年度の翌年度内に環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p>